

意見書案第 7 号

中小企業・小規模事業者への支援を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

提出者	甲賀市議会議員	中 島 裕 介
賛成者	同	戎 脇 浩
賛成者	同	北 田 麗 子

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

中小企業・小規模事業者への支援を求める意見書

現在、大企業を中心に景況感には総じて緩やかな改善傾向が表れているが、地域を支える中小企業・小規模事業者は依然として厳しい状況にある。民間の信用調査会社によれば、2024年一年間で1千万円以上の負債を抱えて倒産した関西の企業は2,542件で、11年ぶりの高水準となった。その背景としては、コロナ関連の支援が終了するタイミングに、原材料高に加えて、エネルギー価格の高騰や人件費も上昇し、採算が悪化していることや、深刻な人手不足等が重なったことが挙げられている。

加えて、日銀の政策金利について、マイナス金利が解除され、金融機関の貸出金利が上昇基調になりつつあることや、米国トランプ政権による相互関税措置について、日米交渉の結果次第では、とりわけ、中小企業・小規模事業者に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

わが国では、中小企業・小規模事業者が、企業数の9割以上、雇用者数の約7割を占めており、日本経済の屋台骨であるのみならず、国民生活を支える社会基盤であり、地域社会の担い手である。経営者の高齢化、最低賃金の引上げ、働き方改革関連法の適用への対応など、事業者を取り巻く環境は大きな変革期を迎えており、十分な対策を行わなければ、大企業との格差が広がり、デフレからの脱却が遠のくと考えられる。

よって、国・県においては、働き方改革や賃上げなど山積する課題に取り組む中小企業・小規模事業者への支援が一層充実されるよう、次の事項の実施を強く要望する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が事業の充実と活性化が図られるよう、新たに正規労働者を雇用した場合、社会保険料の事業主負担の一定部分を助成するなど人材確保のための支援施策の充実・拡充を図ること。
- 2 中小企業・小規模事業者が原材料費やエネルギー価格、労務費などの上昇分について、発注側企業と価格交渉し、適切に価格転嫁できる環境を整備するなど、関係機関が連携して物価等の高騰対策に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣

あて

厚生労働大臣
経済産業大臣
中小企業庁長官
滋賀県知事

意見書案第 8 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁 子
賛成者	同	木 村	眞 雄

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を未然に防止するためには、消費生活相談体制の確保、消費者教育および啓発活動の推進など、地方消費者行政の充実と強化が不可欠です。これまで、国が創設した地方消費者行政推進交付金は、地方における消費者行政の基盤を支える重要な財源として活用されてきました。

しかし、この交付金の活用期間が令和7年度末で終了する地方公共団体が多く、これまで交付金により実施してきた相談体制の維持や、啓発・教育事業の継続が困難となることが懸念されています。その結果、地方における消費者行政が後退・縮小するおそれがあります。

また、消費生活相談の現場では、相談員の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっており、担い手の確保と安定的な雇用継続のためには、雇用形態や処遇の改善が急務です。これらについては、国の主導による制度設計と、必要な予算措置が不可欠です。

さらに、国は現在、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの構築を進めていますが、それに伴う端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用等について、地方公共団体の負担が前提とされています。これらの経常的な費用についても、地方に過度な負担をかけることなく、国の責任において措置すべきです。

よって、政府においては、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

一、 地方公共団体の財政状況に左右されることなく、全国どこでも地方消費者行政が安定的に推進されるよう、恒久的な財源を国の責任において確保すること。

一、 消費生活相談員の人材確保および処遇改善のため、国の主導による制度設計を行い、それに必要な予算を速やかに措置すること。

一、 国が進める消費生活相談のデジタル化に伴って生じる機器リース費用やセキュリティ対策などの経常的な費用について、地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任で予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

あて

意見書案第 9 号

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として、他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組みである。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する大規模災害復興法に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるようになっており、市町村でもこれらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和5年7月末時点で着手率が約67%となり、取組みは一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対して、防災・安全交付金による支援や事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣

国土交通大臣 あて

意見書案第10号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月18日

提出者	甲賀市議会議員	木村真雄
賛成者	同	堀郁子

甲賀市議会議長 田中將之 殿

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望する。

記

一、 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払しょくに努めること。

一、 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。

一、 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

内閣総理大臣

経済産業大臣 あて

経済再生担当大臣

意見書案第 1 1 号

「トランプ関税」撤回を米国に要求することを求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
賛成者	同	西	山		実

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

「トランプ関税」撤回を米国に要求することを求める意見書

米国・トランプ政権が4月に発動した関税措置＝「トランプ関税」により、世界経済が危機に直面している。同政権は税率の一部適用を停止したものの、ほぼ全ての国・地域に一律に適用する10%の最低税率は継続している。

これにより日本国内では、輸出関連企業にとどまらない幅広い分野に悪影響が広がりつつあり、雇用や賃金の抑制など国民生活と日本経済の全体の落ち込みが懸念されている。

さらに米国側は、日本が米国の自動車や農産物を受け入れていないとし、関税率引き上げの見直しを条件に受け入れ拡大を求めている。また、日米安全保障条約に基づく相応の負担を日本が行っていないとして負担増を迫ろうとしている。しかし、これらの関税率引き上げの根拠も安全保障条約に基づく負担についての指摘も、事実に基づいていない。

「トランプ関税」は、米国自らが決めた国際協定の一方的な破棄で、各国の経済主権を侵害する行為であり、世界の幅広い国々から自国の経済主権を守る立場での批判が相次いでいる。国連安全保障理事会の非公式協議でも、米国の一方的な貿易措置が国際経済秩序を損なっているという指摘が行われた。日米交渉が現在行われているが、わが国も国民生活と日本経済を守ることを最優先に臨むべきである。

よって政府及び国会は、米国との交渉に当たり下記の事項を行うよう求める。

記

1. 「トランプ関税」撤回を米国に対したちに求めること。
2. コメの輸入拡大要求は拒否すること。コメ、牛肉・豚肉、ジャガイモ、乳製品、トウモロコシ等のさらなる輸入自由化を交渉の材料としないこと。
3. 国際社会と連携し、経済主権・食料主権を尊重する新たな貿易ルール構築を進めること。
4. 防衛費の「GDP比3%」への増額、在日米軍基地への「思いやり予算」増額は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

意見書案第 1 2 号

物価高騰の緊急対策として消費税 5 % への減税を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光 広
賛成者	同	岡	田	重 美

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

物価高騰の緊急対策として消費税５％への減税を求める意見書

円安などを起因とする急激な物価高騰が国民生活に悪影響を及ぼしており、消費者物価指数は今年４月に前年同月比３．６％上昇と４４か月連続で上昇した。

他方、名目賃金から物価変動の影響を除外した実質賃金は１９９６年をピークに、２０２３年まで年収で約７４万円低下するとともに、厚生労働省が２０２３年に実施した国民生活基礎調査では、生活意識が苦しいとした世帯は５９．６％と前年の５１．３％から８．３ポイント上昇するなど経済的困窮が拡大している。

こうした状況下においても、消費税は買い物をすれば必ず納付する必要がある、かつ税率も一律であるため低所得者ほどその負担が大きくなり、事業者にとっては消費税分を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じ得ることから、物価高騰に苦しむ国民の暮らしと中小企業の事業活動を守るための緊急対策として消費税率を５％に引き下げる減税は急務である。

実際、昨年１１月に実施された民間の世論調査では、消費税の減税に賛成との回答が約６割に上るなど、消費税の減税が国民から求められていることは明白であり、実施に当たっての財源についても、中小企業を除く法人税率を直近の段階的引下げ以前の水準である２８％に戻すなど、大企業や富裕層を優遇する税制を正して応分の負担を求める税制改革を実施することにより、年間１４．６兆円を確保することが可能である。

本来、税制及び財政は、所得の再分配によって暮らしを守り格差を是正するためにあるが、低所得者からも税を取り立てる現行の消費税の仕組みは、生活していくために最低限必要なお金には課税しない生計費非課税の原則や、負担能力に応じて課税を行う応能負担原則に反するものになっているのが現状である。

よって、国におかれては、国民の暮らしと中小企業の事業活動を支えるため、物価高騰の緊急対策として消費税を直ちに５％へ引き下げるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年　　月　　日

甲賀市議会議長　田　中　將　之

内閣総理大臣

財務大臣

あて

意見書案第 13 号

コメの価格高騰を抑え安定供給を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
賛成者	同	西山実

甲賀市議会議長 田中將之 殿

コメの価格高騰を抑え安定供給を求める意見書

コメの不足と価格高騰が国民生活に深刻な影響を与えている。主食であるコメだけにその影響は大である。販売価格は昨年同時期の２倍にまで跳ね上がっている。政府は備蓄米放出で市場に５キロ２，０００円台のコメが出まわってはいるが、その量は約３０万トンであり、随意契約と輸送費を国が支援するという裏付けがあつてのことであり、国内の年間需要約７００万トンの一部に過ぎない。５キロ２，０００円台で販売されたとしても大多数の小売店には届かず、民間の流通米は高止まりになることも懸念される。すでに高価格で取引された在庫があり、今年産米も高価格で契約されているもとでは、コメの価格高騰を抑え、安定供給をはかるといふ事態には至らない。また極端に安い売り渡し価格は、農家に米価下落の不安を広げることにもなる。

コメの価格高騰は、需要量より２０２３年産米が不足したことに起因している。コメの消費減少を大前提に、需要に見合うギリギリの生産計画をたて、農家に事実上の減反を押しつけてきた結果である。またコメの流通の自由化をすすめ、米価を市場任せにしてきた結果でもある。農家は、生産費を償えず、コメをつくればつくるほど赤字になる状況に追い込まれている。後継者が育たず、生産農家の減少・生産量の減少という事態を引き起こしている。

コメを巡る今日の危機を打開するためには、備蓄米の放出等の緊急対策とあわせて、生産基盤の強化が不可欠である。よって下記の事項を強く求める。

記

- １． 備蓄米を放出するとともに、各家庭や学校、医療・福祉施設への円滑な流通に責任をもつこと。
- ２． コメの生産量を増やし、価格保証や農家・生産者への所得補償を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年　　月　　日

甲賀市議会議長　田　中　將　之

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣

あて

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第 1 4 号

えん罪被害者救済のため刑事訴訟法の再審規定の早期改正を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

提出者	甲賀市議会議員	橋 本 恒 典
賛成者	同	山 岡 光 広
賛成者	同	戎 脇 浩
賛成者	同	堀 郁 子
賛成者	同	福 井 進

甲賀市議会議長 田 中 將 之 殿

えん罪被害者救済のため刑事訴訟法の再審規定の早期改正を求める意見書

えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその生命までも奪いかねない最大の人権侵害である。我が国では、憲法に多数の刑事手続き関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることにより、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかし様々な原因により、えん罪が発生するおそれは払拭できない。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、えん罪が発生した場合に、速やかに救済することは、国の基本的な責務である。

三審制のもとで確定した有罪判決について、重大な瑕疵があった場合には、これを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続きである再審制度については、刑事訴訟法第四編「再審」に定められている。しかし再審手続きに関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかではなく、このえん罪被害者の救済には、多くの困難と長い年月を経ることとなっている。

特に再審請求審における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)附則第9条3項において、同法の公示後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、いまなお制度化は実現していない。

また、ひとたび再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申し立てをすることにより、速やかに再審公判手続きに移行できず、再審手続きが長期化している実情がある。

えん罪が発生するおそれを払拭できない以上、再審は、最後の救済手段としての重要な役割を果たすことから、確固たる手続きが整備されていなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定を早期に改正するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

甲賀市議会議長 田 中 將 之

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

法務大臣